

意見書【3】北川高嗣：

■基本的な3つの社会セクターで解消し得ない問題の解決へ向けてのコメント。

秩序をコントロールする現代の三つの基本セクター：

1. 行政セクション：リーガル、制度、法律で秩序をコントロール。「長期普遍的」
2. マーケットメカニズム：市場原理、自由競争で秩序をコントロール。「短期流動的」
3. CA (Corporate Autonomy)：企業の自律的行動で、秩序をコントロール。「多様」

1. 上記を構成する多様 (Diversity) なプレーヤを包摂 (Inclusion) する組織の必然性：各セクターは、プレーヤとしてのポジションごとに利益相反する現実が存在する。

1-1. 著作権者とコンテンツプロバイダー (シンジケーションマネージメントの主体)

1-2. 著作権者とコンテンツ配信サイト (コンテンツのネット上の場所は明らか)

1-3. 著作権者と接続 ISP (P2P 経由の場合コンテンツのネット上の場所は特定されない)

事例 A：1-3 に関しては、実現例として、CIFF (情報通信事業者 4 団体、主要著作権者 4 団体主導のコンソーシアム) の実現がある。

セキュリティ総合会議【警察庁主導】(2003-2008：この間、Winny-Antiny による著作権、社会的安全性の毀損 (機密情報、個人情報漏えい) が、大きな社会問題に。)

⇒協議会の設立。スキームの立案とガイドラインの検討(2008~2009)

⇒CIFF の設立。ガイドラインに基づくスキームの実施。(2010/02/22)

事例 B：1-2.に関しては、著作権者 (又は権利を付託された CP) とサイト運営者の間で、動画認識ソフトの実装を取り決めることが行われている。このガイドライン (技術評価を含む) を設定する組織の設立の可能性。オンザフライ-広告挿入モデルなど多様な『事業モデルが存在』するため可能性はある一方、一律な強制は難 (ISP の体力、ISP への信頼度)。

事例 C：1-1 に関連しコンテンツ学会を主体とし、ネット法案が提案された。これは、ネットワーク上での著作権の適用を除外する趣旨のものであり (ネット権者 (コンテンツをネット上で流通させる元締め) に権限を集中)、著作権者の権限を大きく低減させるもので、法曹学者らによりその立法は阻止された。(正しい判断と考えられる。)

2. 偏ったセクター、プレーヤからの要望にもとづき、制度変更することは大きな混乱をマーケットにもたらす可能性がある。(立法 (長期普遍) と緊急制度設計の独立の必然性。)

正の Sanction という考え方。罰則規定ではなく、業界活性を促すことに対する報奨金。

事例 1：青少年のための情報環境保護のためのフィルタリングの義務付け。(実施するもマーケットが大混乱。多数の事業者 (含む Mixi、DeNA)、団体からクレームが殺到し結局実施されず。今回 ISP 協会からもこのようなことがないよう強い要請あり。)

事例 2：上記 1 の事例 C。具体的対応策：地域的限定 (特区の設定)、時限的制約 (特定期

間のみ対応策を講じる)波及効果を押さえた中で社会実験の可能性を探る。

3. 著作権侵害がプラットフォームレイヤー(通信帯域)を毀損しているという現実。

・プラットフォームレイヤーは最大の成長率を示している。DRM系は、プラットフォーム依存(シンジケーションモデル)であるのでこちらが主体である。

・特にクラウド化の流れは看過できない。日本の光ネットワークの整備が進んでいることは、大きな国際的優位性、国際競争力の源泉となる。(アップロードとダウンロードの対称性が重要、ADSLでは(ダウンロードに大きな偏り)不十分、光ファイバーの優位性。)

意見書【4】■具体的解決へ向けてのソフトロー的アプローチ:(CIFFの実施からの知見)

国の委員会、検討会議、プロジェクトのEXITとしての問題解決に向けての協議会、事業者団体コンソーシアムの設立。ソフトロー的な解決に道筋を創るものの重要性。

成功事例への可能性としてのCIFF:セキュリティ総合会議6年[2003~2008]⇒著作権者4団体とISP4団体の協議会2年[2008~]⇒CIFFの設立とガイドラインのリリース一般事業者公開(2010/2/22)

・設立要件:問題解決のために、独立3セクター単独では解消不能な1)利害相反関係、2)法的なバリエーション、3)どのプレーヤも負担しようとしにくいコスト、が存在すること。

1)問題点の在処と解決への道筋が、事前の調査研究、プロジェクト、委員会などである程度明らかとなっていること。(CIFFの場合「総合セキュリティ会議」)

2)中立組織(国、自治体、公的財団など)のオーソライズが決定的に重要。必要に応じ予算措置を講じる場合もある。(その予算措置を可能とする法的整備という発想)

3)利害関係者以外のオーディエンス、アドバイザーが決定的に重要。利益相反する事業者団体の利害を超えて、問題解決への道を示唆できる空気が常に、場を支配していること。

4)技術的な評価、支援策を必要とする場合があれば、そのための卓抜したワーキンググループの設定。『そのワーキンググループが、問題解決に向けた要件(技術的、法的、ビジネスモデル的)を十分に把握していること』

5)法的な検討を必要とするのであれば、そのためのアドバイザ、支援チームの設定。

・参加の母体(団体、利益代表など)が、その事業領域の51%、できれば67%以上のカバレッジを持つこと。(CIFFの場合、通信事業者4団体および、著作権者4団体)

・利害が対立する事業グループ団体の参加(「議決権」の数)がきちんとバランスしていること。適正な、解決策へのコスト負担配分、お互いにとっての利益、便宜のコンセンサスが確保されうること。

・十分な信頼とリーダーシップを持つ議長+副議長(利害の相反する団体から1名ずつ選出。議長はよりコントリビューションが要請される団体側から選出)の存在。